

一 大矢精助の預り証正に落手猶正貨請取の申上へし
一金禄公債証書買求の事

六月以来好折之なき為調不申所此頃直高(たか)に相成たれハ未だ扣居候来春ハ下直と見込居候故なり猶調候ハ、早速可申上し

一 六月調たる五百円証書の事

昨日東京府より喚れ自身に参り利子拾七円五十錢儘に請取たり

一 日々新聞の事

右ハ御不用の趣にて送上す居たる所御巡幸の報告御覽被成度に依て可差上との事其事を載ある分のみ送り上げ千九百三十四号以来右報告なき故中絶致居たり然るに一昨日の御手紙に依れハ御巡幸報告の有無に係らず御覽被成度やにも考らるれハ近頃の分差上可申もし前の御注文通りなれハ一寸為御知被下たし

一 折しも大矢氏一昨日着の由にて尋ね呉金貨封の儘儘に請取たり當時の相場ハ六十八錢強なれ共七十錢に登るへしと思はる今少し跡までハ七十五六錢なりし成へくハ七十錢余の相場にて売度存す

一 鉄道会社エ入金金の事

大矢の見込も大凡私の見と同しけれハ左に其要領を摘み申さん今爰に金あらんに其遣道に是そと云ふものもなく先金禄公債証書に引換て置ふかと考る位の金子(譬ハ我々の貸付二千圓の利子の如きもの)ならハ七朱の利子を取よりハ八朱の利を生する方素より甘し且公債証書ハ抽籤に当れハ利も消る訳鉄道ハ先明廿三年迄ハ大

128 明治14年11月19日 菊池長閑宛

明十四 十一月十九日

此頃多忙なりし故申上ねハ成ぬ事沢山溜りたれば左にケ条書にして申上く

一 浅岸村田地并公債証書百拾円おくの夫婦エ讓候事

右御見合可然との尊慮至極御同意

一 政国エ小遣錢御恵の事一ヶ月迄円年に拾円此ハ時に依増減

右前同断但シ拾円の増減ハ御見計にて宜様御取計被下たし御

祖母様母君并妹共と比例の割合にて可然程

丈夫国会か立たならハ政府の補助金と云事ハ当にならず廿年迄ハ約束もあれハ八朱の利ハ手に入らん又一返鉄道を掛逐れハ仮令今の会社か潰れても必ず跡統会社か建ならん廿年后ハ迎も八朱ハ六ヶ敷けれとも四五朱位ハ払ならん此位の見込にて加金するなら目当の外れる事四方あるまし只後年大利益あるならんとの当込にて入る時ハ望を失ふ事十に八九分迄ハ慥なり先此旨を推て考れハ第一号千円払込積の方可然一割余にも廻り居る貸金を引出して八朱の利を生しむるハ然るへからずと思はる依て第二号二千円払込積りハ如何あらん世の為とか人の為とか云ふなら素より利徳ハ勘定に入ぬけれとも物毎矢張自分の為にならねハ国の為にも人の為にもならず且工部省の人の話にハ一寸でも一里でも運転を始め中ハ政府より一文の利も払ぬ事なれハ高崎鉄道か愈着手になり運転を仕始る時株主となるハ一番よしと云へり即今の模様にてハ奥州街道の鉄道杯ハ中／＼始りそふもない内幕なれハ先千円位ハ出す積にして申込を暫時見合する方如何にや好模様聞次第追て申上へし

一 南部家の事

此ハ御心配程の事ならぬか如し何ても此度の主意ハ開墾とか何とか云ふ事に手を出し金を貸のハ悪い故金銭の出入を厳く締めるとなり右に付てハ隠居連ハ皆盛岡住とし全権を小川町に住セ小川町の全権をハ盛岡に相談役を置て此者共の評決にて取抑るとの見込の由詰り南部家に今流行の憲法を建る積の由なり未だ橋場にてハ下ると決セぬよし

一波の事

先当分此地に居る積り自分も本陣を盛岡に据ねハ成ねと澄と二人揃て家に居てハ両親の気の毒にもあるへけれハ澄の片付迄当地滞留可然やと相談いたし置たり猶尊慮を伺私も考て可申上

父君

武夫